

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年3月まで  
私は、国民年金保険料の納付記録の照会を社会保険事務所に(当時)行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答を受けた。  
しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の母親が、当時学生であった県外の私の自宅を訪ねてきた際に区役所で納付したので、当該期間が免除となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の父親の確定申告書(控)により納付していることが推認できる。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付されている上、申立人の両親及び姉についても、国民年金加入期間の保険料はすべて納付されていることから、申立人及びその家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間が申請免除となっていることについて「申立期間当時、私は役場の職員として勤務しており、国民年金保険料の納付勧奨を行う立場であったので保険料は率先して納付すべきであり、免除申請はすべきでないと思っていたため、行っていない。」と述べており、申立人も「国民年金の加入手続や保険料の納付はすべて母が行っており、申立期間についても免除申請手続を行った記憶はない。」と述べている。

加えて、申立人の両親は共働きで、安定した収入を得ており、申立人の国民年金保険料を納付できる資力があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA事業所において昭和15年8月3日に船員保険被保険者資格を取得し、18年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和15年8月から16年8月までは45円、同年9月から17年9月までは55円、同年10月から18年2月までは65円とすることが妥当である。

事業主は、申立人がB事業所において昭和20年6月10日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から同年5月までは140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年7月から18年3月まで  
② 昭和20年4月1日から同年6月10日まで

私は、昭和15年7月から18年3月まで、A事業所が所有する船舶であるC丸に乗船していたにもかかわらず、船員保険の記録が無いのは納得できない。

また、昭和20年\*月\*日のD大空襲で大怪我を負うまで、B事業所が所有する船舶であるE丸に乗船していたのに、船員保険の記録では、同年4月1日に被保険者資格を喪失しているのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の状況を鮮明に記憶しているほか、F事業所が保管する申立人に係る功績調査票によれば、申立人は昭和15年7月（日付けは判読不能）から17年6月30日までA事業所が所有するC丸に乗船し、また、同年7月1日からは、G事業所の管理下におかれた同船において業務嘱託を命ぜられていることから、申立人が申立期間①において同船

に乗船していたことが認められる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、A事業所（C丸）において昭和15年8月3日に船員保険の被保険者資格を取得し、18年3月31日に同資格を喪失している旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所（C丸）において昭和15年8月3日に船員保険被保険者の資格を取得し、18年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の申立人のA事業所（C丸）における船員保険被保険者台帳の記録から、昭和15年8月から16年8月までは45円、同年9月から17年9月までは55円、同年10月から18年2月までは65円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和15年7月から同年8月2日までについて、上記のとおり乗船していたことは認められるものの、事業主及び当時の同僚等の証言が得られず、ほかに関連資料や周辺事情が無いことから、申立人が船員保険被保険者として当該期間にかかる船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人のB事業所（E丸）に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人が船員保険の被保険者資格を喪失したのは昭和20年4月1日と記載されており、この記録はオンライン記録とも一致している。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、B事業所（E丸）に係る船員保険の被保険者記録の資格喪失日は昭和20年6月10日と記載されていることが確認できる。

さらに、上記船員保険被保険者台帳の変更欄に昭和20年4月1日と記載されているところ、その記載について、H事業所では「標準報酬改定日が記載されている。」と回答しており、勅令第181号（昭和20年3月30日）に基づき、20年4月1日に標準報酬等級区分の改正が行われていることが確認できることなどから、本来、当該改正日を上記船員保険被保険者名簿の備考欄に記載すべきものを誤って資格喪失欄に記載したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の船員保険被保険者資格喪失に係る記録管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人がB事業所（E丸）において昭和20年6月10日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の申立人のB事業所（E丸）における船員保険被保険者台帳の記録から、昭和20年4月から同年5月までは140円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和63年8月から同年12月までは20万円、平成元年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は30万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、平成2年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、平成3年1月は26万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、平成4年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は26万円、同年6月から8月までは24万円、同年9月は20万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月1日から平成5年1月1日まで  
(A事業所)  
② 平成8年10月1日から11年10月1日まで

### (B事業所)

私がA事業所で勤務していた申立期間①及びB事業所で勤務していた申立期間②について国（厚生労働省）が記録する標準報酬月額は、それぞれの給与月額に見合う標準報酬月額とはなっていないので、実際に支払を受けた給与月額に見合う標準報酬月額への記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持する給与支払明細書（写し）及び昭和63年、平成元年、4年分給与所得の源泉徴収票（写し）から、申立人は、その主張する標準報酬月額（昭和63年8月から同年12月までは20万円、平成元年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は30万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、平成2年1月は24万円。同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、平成3年1月は26万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、平成4年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は26万円、同年6月から8月までは24万円、同年9月は20万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書及び源泉徴収簿で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書及び当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与支払明細書（写し）から、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により届出を誤ったことを認めている上、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月1日から同年12月21日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日を54年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を54年5月から同年9月までは11万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月1日から55年4月まで

A事業所における私の厚生年金保険の加入記録によれば、54年4月9日から同年5月1日までの1か月分の記録しか無い。しかし、私は、郷里に帰ってから、同事業所で半年以上勤務した分の失業保険ももらっており、同事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月1日から同年12月21日まで、勤務形態及び業務内容等に変更が無く、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人から名前が挙がった申立人と同職種の4人の同僚はいずれも当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している上、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と雇用保険における離職日は整合している。さらに、複数の同僚は「当時、A事業所において従業員は厚生年金保険に全員加入していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年5月1日から同年12月21日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所における申立人及び



同僚に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 54 年 5 月から 9 月までは 11 万円、同年 10 月及び 11 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月 22 日から 55 年 4 月までについては、A 事業所における申立人の雇用保険の記録は見当たらない上、同僚からも申立人が当該期間において同事業所に勤務していたとする証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和50年5月1日から同年12月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の一部及び雇用保険の加入記録により、申立人は昭和50年5月29日から同年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間のうち、50年6月1日から同年10月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保存している申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和50年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る50年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年5月分の厚生年金保険料については、給与明細書から同保険料が控除されていないことが確認でき、ほかに同期間

の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から同年6月まで  
② 昭和49年2月から同年8月まで

私は、申立期間①については、A事業所に勤務し、運転手をしており、申立期間②については、B事業所に勤務し、セールスの仕事をしていましたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を照会したところ、いずれの期間も加入記録が無いとの回答を受けたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、同期間においてA事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、A事業所は昭和57年3月31日に適用事業所ではなくなっており、閉鎖登記簿も同事業所が61年6月に破産終結した後の保存期間経過により既に廃棄されており、当時の事業主に申立人の勤務について確認することができない。

また、A事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は見当たらないほか、申立人が当時の同僚であったとする二人の者は連絡先が不明のため、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人が、当時の同僚であったとする前述の二人の同僚のA事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらないほか、同事業所において、申立期間①前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し加入記録のある者で聴取が可能であった一人に確認したところ、同人は申立人の勤務について覚えていない旨回答している。

加えて、A事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①を含む昭和37年の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番

も無い。

その上、申立期間①については、オンライン記録で国民年金の沖縄特別措置によりみなし免除期間となっていることが確認できる。

申立期間②について、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿により、同期間においてB事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

また、申立人が当時の同僚であったとしている3人及び証言により判明した同僚一人については、B事業所における厚生年金保険の加入記録が認められるほか、このうちの二人は、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同事業所に勤務していたことを記憶している。

しかし、B事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は見当たらないほか、申立人は申立期間②において、国民年金及び国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、B事業所における申立人の勤務を記憶している同僚の一人は、当該同僚自身が同事業所に入社した後3か月ほどは事務見習い期間として厚生年金保険の保険料は控除されていなかったとしており、さらに当時は社員の希望により厚生年金保険に加入させなかった者もいたと述べている。

さらに、B事業所は昭和53年5月6日に適用事業所ではなくなっており、また、同事業所名の法人登記簿謄本も見当たらないことから、同年8月に設立され同事業所と類似の事業所名で事業主が同一のC事業所の閉鎖登記簿謄本を確認したところ、記載されている当時の役員の連絡先は判明せず、当時の申立人の勤務について聴取することができない。

加えて、健康保険・厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②を含む昭和49年のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 30 日から同年 3 月 24 日まで

私は、申立期間においてA事業所で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に年金記録確認を行ったところ、厚生年金の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書及びA事業所が保管する職員別給与簿により、申立人は申立期間において同事業所に勤務していることが認められる。

しかしながら、職員別給与簿によると、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は「申立人は雇用期間が2か月未満の臨時的任用職員であったため、社会保険の資格取得届を提出していない。」と回答しており、前述の人事異動通知書により、申立人は申立期間において臨時的任用職員であることが確認できる。

また、申立人は申立期間において、国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により申立期間に係るA事業所の被保険者資格取得状況を確認したところ、被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月まで

私はA事業所で正社員の宿直警備員として勤務していたにもかかわらず、昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月までの私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

勤務時間は午後 5 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までであったので調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所で勤務していた当時の上司であったとする元同僚の氏名を記憶しており、当該同僚の同事業所における厚生年金保険の加入記録がオンライン記録により確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によれば、申立期間を含む昭和 49 年 12 月 26 日から 50 年 4 月 1 日までに厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い上、同事業所によれば、申立人は厚生年金保険の加入対象とはならない職員であった旨回答している。

また、申立人が上司として氏名をあげた元同僚は既に死亡しており、申立人は他の同僚の氏名を覚えていないことから当該同僚からの証言も得られず、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人がA事業所に勤務していたとする昭和 50 年 2 月を含む前後 1 か月において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を調査したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで  
私が昭和 62 年 4 月にA社に入社したときの厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額は、13 万 4,000 円となっているのに、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっていることに、納得がいかないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 63 年 1 月から同年 9 月までについて、A社から提出された賃金台帳により確認できる申立人の給与に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額（11 万 8,000 円）よりも高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額とA社から提出された賃金台帳により確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額とは一致していることが確認でき、特例法による記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、A社において賃金台帳が保管されていない昭和 62 年 10 月から同年 12 月までについては、前述のとおり、賃金台帳により確認できる 63 年 1 月から同年 9 月までと同一の算定期間内であることから、当該期間と同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。